

安心の相続専門窓口

税理士 司法書士 不動産鑑定士

遺言・相続対策から遺言執行・登記まで
ワンストップサービス

税理士通常料金プラン

安心の相続専門窓口

電話 03-6418-5608

メール: info@souzokumadoguchi.com

本報酬規定はあくまで、目安であり、相談の内容（複雑性など）やその頻度その他様々な点を考慮して報酬を決定するものとする。

[相続税申告報酬]

相続税申告報酬（申告書作成報酬を含む）は、次の1. 基本報酬 2. 資産総額報酬 3. 共同相続人加算報酬 4. 加算報酬 の合計額とする。

1. 基本報酬		210,000 円
2. 遺産総額報酬	5,000 万円未満	315,000 円
	7,000 万円 "	525,000 円
	1 億円 "	945,000 円
	3 億円 "	1,260,000 円
	5 億円 "	1,732,500 円
	7 億円 "	2,100,000 円
	10 億円 "	2,625,000 円
	10 億円以上 1 億円増すごとに	2,625,000 円に
		157,500 円を加算

なお、遺産総額の算定は小規模宅地等の特例適用前の額とする。

3. 共同相続人加算報酬

共同相続人（納税義務のある受遺者を含む）1 人増すごとに2. 遺産総額報酬の10%相当額を加算する。但し、共同相続人のうち相続を放棄した者がある場合には、その者は共同相続人の数には算入しない。

4. 加算報酬

当該事案について、財産の評価等の事務等が著しく複雑なときは、遺産総額報酬の100%相当額を限度として加算する。

5. 着手金

着手金として報酬見込額の20%（最低105,000円）を着手時にお支払頂きます。なお、着手後1ヶ月経過後はキャンセルがあっても着手金の返還は致しません。

[相続税物納報酬]

物納報酬は、次の1. 基本報酬と2. 加算報酬の合計額とする。

1. 基本報酬

物納申請額	対応報酬
1億円未満	525,000 円
5億円未満	735,000 円
5億円以上	945,000 円

5億円増すごとに210,000円加算

2. 加算報酬

当該事案の物納に関する事務等が著しく複雑のときは、成功報酬として物納許可額の10%を加算する。

[相続税延納申請報酬]

延納申請額	対応報酬
1,000万円未満	52,500 円
5,000万円未満	105,000 円

5,000万円以上1,000万円増すごとに10,500円を加算

[贈与税申告報酬]

贈与税申告報酬は、次の 1. 基本報酬 2. 財産評価報酬 3. 加算報酬
の合計額とする。

1. **基本報酬** 10,500 円

2. **財産評価報酬**

(1) 不動産の評価

取得財産価額	対応報酬
200万円未満	0 円
500万円未満	10,500 円
1,000万円未満	21,000 円
2,000万円未満	31,500 円
2,000万円以上	52,500 円

1,000万円増すごとに21,000円加算

(2) 非上場株式の評価 (1 銘柄につき)

① 配当還元方式 10,500 円

② 類似業種比準価額方式又は純資産価額方式 52,500 円

(3) その他の資産

別途見積もりによる

3. **加算報酬**

(1) 相続時精算課税の選択 31,500 円

(2) 配偶者の 2,000 万円贈与の特例申請 21,000 円

(3) その他特例等の申請 別途見積もりによる

[所得税申告報酬]

次に掲げる報酬を合計して顧問報酬とする。

1. **基本報酬** 10,500 円

2. **事業所得、不動産所得、雑所得（公的年金を除く）**

売上 1,500 万円以上の場合は、原則として月額顧問とする。

その場合の顧問料については、法人に準じる。

(1) **年収基準（売上基準）**

年収基準	対応報酬
300 万円未満	0 円
500 万円未満	12,600 円
800 万円未満	18,900 円
1000 万円未満	25,200 円
1500 万円未満	42,000 円
1500 万円以上	法人に準じる

(2) **所得基準**

所得基準	対応報酬
300 万円未満	0 円
500 万円未満	10,500 円
800 万円未満	15,750 円
1,000 万円未満	36,750 円
1,500 万円未満	52,500 円

(3) **付加基準**

① **青色申告付加**

		対応報酬
白色申告		0 円
青色申告	10万円控除	10,500 円
	65万円控除	31,500 円

② **特例等の利用** … 別途見積もりによる

③ **源泉所得税の対応**

納期の特例 …21,000 円

原則納付（毎月納付）…126,000 円

3. 譲渡所得、山林所得

(1) 不動産の譲渡所得、山林所得

次の①②③の合計額とする。

① 収入金額基準

収入金額	1,000 万円未満	10,500 円
	5,000 万円未満	31,500 円
	5,000 万円以上	52,500 円

②所得金額基準

売却所得	対応報酬
100万円未満	0 円
500万円未満	21,000 円
1,000万円未満	52,500 円
3,000万円未満	105,000 円
5,000万円未満	210,000 円
1億円未満	525,000 円

以下 1 億円増すごとに 210,000 円加算

③付加基準

居住用財産の特別控除	10,500 円
その他 特例	別途見積もりによる。

(2) 株式の譲渡所得

①件数基準

次に掲げる区分に応じる。

【上場株式の譲渡】

	譲渡件数	対応顧問料
特定口座利用	-	0円
一般口座利用	集計不要のケース	5,250円
	3件まで	0円
	8件まで	5,250円

9件目以降、1件につき525円

【非上場株式の譲渡】

	対応顧問料
対価の根拠、原価の根拠が明らかなもの	5,250円
明らかでないもの	別途見積もりによる

②付加基準

(イ) エンジェル税制、ストックオプション制度の利用

所得金額	対応報酬
1,000 万円未満	52,500 円
2,000 万円未満	73,500 円
3,000 万円未満	105,000 円

3,000万円以上は所得金額の0.35%

(ロ) その他 特例の利用 別途見積もりによる。

4. 配当所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得のうち公的年金

原則として追加報酬 なし。

但し、複雑なものがあれば 別途見積もりによる。

5. 税額控除等特例の適用

(1) 住宅ローン控除

① 新規適用 (適用 1 年目) 10,500 円

② 2 年目以降 0 円

(2) その他 特例の利用 別途見積もりによる

[その他]

業務に伴う資料の収集その他特別な事務に従事する場合の日当は、別途見積もりとし、その際の旅費及び宿泊料は実費とする。